

組合員本人が出産するとき

出産費 家族出産費及び同附加金請求書

所属所文書受付印

受付 〇〇.〇〇.〇〇 共済小学校

共済事務担当者印



※ 決定金額

受取代理制度を利用する場合は「出産育児一時金等支給申請書」で手続きを行う。

双生児等を出産した場合は、出生児ごとに給付される。請求書は1枚で可。

組合員証記号番号		所属所名		所属所コード					
組合員氏名		公立鹿		鹿児島市立共済小学校					
キョウサイ ハルコ		876543		765432					
共済 春子		鹿児島市立共済小学校		765432					
年号	出産年月日			出産児数	死産児数	出産者氏名	共済 春子		
	年	月	日				共済 秋子 (長女)		
5	〇	〇	12	01	1		直接支払制度 利用の有無		
				有		無			
被扶養者が出産する場合				組合員が資格喪失後に出産する場合					
資格取得日 (組合員証で確認)		年 月 日				資格喪失日 (退職日の翌日)		年 月 日	
資格取得以後6か月以内の出産の場合以前加入の健康保険名・記号・番号		<input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 国民健康保険		記号		番号		産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、産科医療保障制度掛金相当額(16,000円)を加算された額が法定給付額となる。	
出産費・家族出産費				同附加金		合計			
〇〇〇, 〇〇〇 円				50,000 円		△△△, △△△ 円			

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿 〒 890-8566 令和〇年12月15日 住所 鹿児島市共済町2-2

産科医療補償制度加入の医療機関等で出産したときの例 (注4参照)

例1: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が下回るとき  
 $420,000円 - 396,370円(出産費用) = 23,630円 \rightarrow 23,630円$ を記入。

例2: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が上回るとき  
 $420,000円 - 435,000円(出産費用) = \Delta 15,000円 \rightarrow 0円$ を記入。

例3: 直接支払制度を利用しないとき  
 420,000円(法定給付額)を記入。  
 ※「直接支払制度 利用の有無」欄の「無」に〇をする。

1111 共済

職印

- ※印欄は記入しないでください。
- 出産証明書欄に医師又は助産師の証明を受けたうえ、提出してください。
- 直接支払制度を利用した場合は①・②の書類を、利用しない場合は①・③の書類を添付してください。
  - 医療機関と合意した文書の写し
  - 費用の内訳を記した明細書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
  - 医療機関等の領収書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
- 出産費・家族出産費欄は、直接支払制度を利用した場合は法定給付額を記入してください。

出 産 証 明 書	出産者氏名		出産児数	
	( 共済 春子 ) は、令和 〇年 12月 1日に ( 1 )		出産、死産、早流産 (妊娠 〇か月) したことを証明する。	
	又は (妊娠 〇週)			
	(妊娠 〇日)			
	令和 〇年 12月 2日		住所 鹿児島市城山町2-2	
	証明者 (医師又は助産師)		氏名 鹿児島産婦人科 医師 鹿児島太郎	

法定給付額

- 産科医療保障制度加入の医療機関等で出産: 420,000円
- 産科医療保障制度未加入の医療機関等で出産または在胎週数22週未満での出産: 404,000円 (死産を含む)

妊娠13週(85日)以降の流産、死産等または母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶のときにも支給されます。